

岩手県監査委員告示第26号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第13号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月10日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 佐々木 大和
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 保健福祉部障がい保健福祉課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年1月17日

イ 本監査実施日 平成25年2月13日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが6件、1,333,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品管理一覧表を整理していないものについては、平成25年3月4日に備品登録を行った。 今後は、課内職員の相互チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立県民生活センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年1月29日

イ 本監査実施日 平成25年2月21日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料で支出すべきものを役務費で支出しているものが1件、204,750円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	役務費で支出していた樹木の枝のせん定については、今後以下のとおり処理することとする。 1 せん定作業により生じた枝等については、自ら処理施設に運搬し処理を行うこととする。 2 枝の量が多量である等の事情により、1によることが困難である場合には、その運搬及び処分は外部許可事業者へ委託し委託料で支出することとする。

3（1） 監査対象機関名 岩手県福祉総合相談センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年1月29日

イ 本監査実施日 平成25年2月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容

<p>児童保護措置費負担金延滞金の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが8件、19,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>児童保護措置費負担金延滞金の徴収については、調定時期の遅延を防止するため、収入状況の確認について、毎日、複数の職員でチェックすることとし、再発防止に努めることとした。</p>
<p>児童保護措置費負担金の還付に当たり、納入後著しく遅れて還付しているものが1件、13,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>児童保護措置費負担金の還付については、収納状況一覧表を作成し、課内職員が随時チェックすることとし、再発防止に努めることとした。</p>
<p>工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築する等再発防止に努められたい。</p>	<p>財産管理簿の整理がなされていなかった工作物については、平成25年1月30日に用途廃止し、平成25年2月1日に取得登録を行った。</p> <p>今後は、財産制度の理解を深めるため研修会に出席するとともに、登録内容について、担当者以外の職員がチェックを行う等、適正な事務の執行に努めることとした。</p>

4(1) 監査対象機関名 岩手県立杜陵学園

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年12月6日

イ 本監査実施日 平成25年2月5日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>物品の購入に当たり、適正な検収を行わず、また、異なる所属年度で支出しているものがあったので、事務の厳正な執行に努められたい。</p>	<p>物品の購入については、平成25年3月1日付けで物品検収員を2名とするとともに、職員協議会において、適切な事務処理を行うよう職員の意識改革の徹底を図った。</p> <p>今後は、適正に物品検収を行う等、再発防止について事務の厳正な執行に努めることとした。</p>

5(1) 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年10月30日及び同年11月27日

イ 本監査実施日 平成25年2月5日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>産業廃棄物の処理費用の支出に当たり、委託料で支出すべきものを役務費で支出しているものが4件、587,265円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>委託料で支出すべきものを役務費で支出したことについては、今後は、再発防止のため、文書化して引き継ぐとともに、会計規則に係る所内研修を実施し、適正管理を徹底することとする。</p>

6(1) 監査対象機関名 北上川上流流域下水道事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年12月13日

イ 本監査実施日 平成25年2月14日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
諸収入の徴収に当たり、調定すべき金額よりも多く調定しているものが1件、180,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	諸収入の徴収については、平成25年3月21日に還付処理を完了した。 今後は、積算から調定に至るまでの一連の会計事務について相互牽制を図り、再発防止に努めることとした。

7(1) 監査対象機関名 花巻空港事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年10月18日

イ 本監査実施日 平成25年1月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
建物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	建物の管理については、平成24年11月27日に財産取得調書を作成した。 今後は、工事完成検査復命時及び工事請負費の支出の際に財産取得調書の作成状況の確認を行い、再発防止に努めることとした。